

全 社 協

Action Report

第 281 号

2025（令和 7）年 1 月 9 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp

TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全社協 福祉ビジョン2020

ともに生きる豊かな地域社会をめざして

福祉のお仕事
FUKUSHI-JOB SEARCH



2025 年の年頭にあたって

強く、優しい地域社会を築いていくために
～「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 村木 厚子

事業ピックアップ

- 全国民生委員児童委員連合会の考え方、今後の取り組み
～ 厚労省「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」
- 台湾のソーシャルワークを学び、3 か国のコロナ後問題を共有
～ スタディ・ツアー、日韓台会議
- 「社会福祉協議会 基本要項 2025」第二次案
～ 地域福祉推進委員会 意見照会、オンラインフォーラムを実施
- 令和 7 年度保育関係制度・予算要望活動を実施
～ 保育三団体協議会
- 災害時における福祉人材センターの取り組みを考える
～ 福祉人材センター・オンラインサロン

全社協 1 月日程／社会保障・福祉政策情報／全社協の月刊誌

強く、優しい地域社会を築いていくために ～「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて～

社会福祉法人全国社会福祉協議会
会 長 村 木 厚 子

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、能登半島地震からはじまった1年となりましたが、それ以降も地震や豪雨・台風災害が相次ぎ、全国各地で大きな被害が発生しました。あらためて犠牲となられた方がたに哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、今この時も、被災者の命と暮らしを守り続けておられる関係の皆様にあらためて敬意を表し、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



“過去に例を見ない”と表現されるような大規模災害が頻発するなかにあつて、被災地・被災者支援において福祉関係者は大きな役割を果たしてまいりました。本会では、これまで福祉関係者が積み重ねてきた実績を踏まえ、幅広く、息の長い活動が、より一層円滑かつ効果的に展開されることをめざし、災害法制に福祉支援が明確に位置付けられるよう、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、提言・要望活動を行ってまいりました。

このたび、本年の通常国会において、災害救助法の救助の種類に「福祉」を位置づけること等を内容とした改正法案が提出されることとなりました。まさに、これまでの福祉関係者のご尽力の賜物であり、法改正によって、災害福祉支援に必要な体制がより強固なものとなり、円滑な活動が展開されるよう、本会としてさらに取り組みを進めていきたいと考えております。

さて、ご承知のとおり、日本は今、世界に類を見ない人口減少・少子高齢化という課題に直面しています。また、コロナ禍や大規模災害などと相まって、生活困窮や孤独・孤立、虐待をはじめ、多様化かつ複合化・深刻化する生活課題が顕在化しています。

こうした“生きづらさ”を抱えた人びとの課題に向き合っていくために、人と人のつながりを再構築し、強く、優しい地域社会を築いていくことが、かつてないほど重要になっていると感じています。

そのために、私たち福祉関係者は、地域住民を含めたあらゆる人びとと、柔軟で多様なネットワークを構築する必要があります。

コロナ禍において全国の社協が総力を挙げて取り組んできた「コロナ特例貸付」や、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員が取り組みを進めている「孤独・孤立対策」など、これまでに積み上げてきた実績をもとに、住民一人ひとりの興味や関心から始まるつながりも大切にしながら、誰一人取り残されない地域社会を築いてまいりたいと考えております。そのことは、「全社協 福祉ビジョン 2020」に掲げる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」という目標に込めた、私たち福祉関係者の強い思いでもあります。

本年も、本会は全国の社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする皆様とのネットワークを基盤として、複雑・多様化するさまざまな福祉課題に向き合い、その改善・解決に取り組んでまいります。

どうぞ引き続いてのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

事業ピックアップ

● 全国民生委員児童委員連合会の考え方、今後の取り組み ～ 厚労省「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」

1. 経緯

2023(令和 5)年の地方分権提案を受けた閣議決定を経て、担い手確保が課題となっている民生委員・児童委員(以下、民生委員)の選任要件を、在住者に限らず在勤者等にも緩和することについて、厚生労働省は 2024(令和 6)年 6 月に「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(以下、検討会)を設置しました。全国民生委員児童委員連合会(得能 金市 会長／以下、全民児連)からも当事者団体の構成員として副会長 2 名が参画し、検討が進められてきました。

11 月 26 日に開催された第 4 回検討会(最終回)において、「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理」(以下、「議論の整理」)の提案内容が協議のうえ承認され、12 月 18 日に確定版が公表されました。

[厚生労働省「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」における議論の整理](#)

2. 検討会における検討結果(「議論の整理」のポイント)

10 月 16 日に開催された第 3 回検討会において、提示された居住要件の緩和の具体例(下図ケース1～4)それぞれに関し、具体的な支障となることや懸念事項、必要な条件や留意すべき事項について協議が行われました。それをふまえ、第 4 回検討会に「議論の整理」案が提案・承認され、最終的なとりまとめとされました。

【具体例】

➤ ケース1 任期途中で転居に至ったケース<残期間のみ>

- ・ 現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施

➤ ケース2 居住の実態があるケース<親等の介護等>

- ・ 別の市区町村に住民登録を行っている者が、例えば、担当区域を有する市区町村に親や親戚が現在居住し、親等の介護や身の回りの世話するため、一定期間以上、当地に居住し生活している場合

➤ ケース3 地域に根付いた在勤者のケース① <自営・地縁組織加入>

- ・ 近接地域に居住しているが、長年、担当区域を有する市区町村において自営業など労働時間が裁量的な職業に就いている場合で、当地において自治会などの地縁組織に加入するなどし、継続的に担当区域に関わり地域の実情に通じている場合

➤ ケース4 地域に根付いた在勤者のケース② <管理人等の業務に従事>

- ・ 担当区域を有する市区町村に居住していないが、集合住宅の管理人等として従事

「議論の整理」では、「一定の条件や留意すべき点が必要との意見も」あったとして、
「ケース1については容認の方向で意見の一致が見られた」としました。

【議論を踏まえた対応の方向性】(ケース1のみ対応)

○現職の民生委員が、転居する直前まで、担当する区域において地域住民の一人として活動を行っていたものの、任期途中で転居し、その市町村の議会の議員の選挙権を有しなくなった場合であっても、一定の条件を満たす場合には、残任期間のみに限って民生委員として活動を継続できるようにすることとし、これを通知において明確化し、地方公共団体や関係団体に対して、周知を行うことが適当である。

(活動を継続するための一定の条件)

- ① 任期途中で転居する民生委員が生じた際、まずその地域に居住する者から民生委員を選出するよう努め、その上でなお居住者からの選出が困難な場合であること。
- ② 転居する民生委員が、(ア)転居後も近隣地域に居住していること、(イ)本人に民生委員として活動を継続する意向があること、(ウ)活動に支障が生じないこと、のすべてに該当すること。その際、(ア)の「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村(隣接市区町村が隣接都道府県に属するときを含む)とするが、地理的に隣接していることを持って一律に判断するのではなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員活動を支障なく行えるかの観点も踏まえ総合的に判断するものとする。
- ③ ①・②に該当するかどうかについて、転居する民生委員が活動していた区域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、市区町村または民生委員推薦会において、地域の実情に応じてその適否を判断すること。なお、①・②は転居後も民生委員としての活動を例外的に認める場合の条件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会においてこの判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うこと。

3. 全民児連の取り組み(考え方の周知・表明等)

全民児連では、計4回の検討会を通じ、検討会そのもののあり方含め、各々の論点について意見を表明してきました。

【全民児連からの検討会における主な意見】

- 民生委員・児童委員の多様な役割と多岐にわたる活動内容を正しく理解いただきたい
- 居住要件の変更には反対であり、変更を前提とした検討会の運営は適切ではない
- 欠員は、選任要件ではなく、各自治体での選任の手順・方法・取組等、運営上の問題
- 新たななりて確保策を講じるとともに、早期の退任を防ぐことが重要
- 委嘱された民生委員・児童委員が長く活動を続けられるよう、負担の軽減と活動環境の改善を図ることが必要

- 提案例の一つであるケース1「民生委員の任期途中で転居に至ったケース〈残期間のみ〉」であっても限定的な取扱いであることを確認したい
- 令和7年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう厚生労働省及びこども家庭庁から文書等を発出し、働きかけてほしい
- 地域共生社会の実現に資するためにも、本検討会にて課題提起のあった民生委員・児童委員活動の負担軽減及び環境改善に向けた国における検討の場の早期設置

こうした意見の根底にある全民児連としての考えは以下のとおりです。

100年以上の長きにわたり続いてきた民生委員制度・活動の持続可能性においては、時代に合わせて変化していくことがある一方で、変えてはいけない本質的なものを守り続けることが重要になります。

今回の選任要件の緩和提案は、民生委員の3つの基本的性格のうち、一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行うという「地域性」、さらに、3つの活動原則のうち、自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に身近なところで、住民の立場に立った活動を行うという「住民性の原則」の観点から、活動の本質部分に抵触するために問題であると考えられます。

現在、国を挙げて取り組んでいる「地域共生社会の実現」の理念からみても、身近な相談相手として、常に生活者の視点に立って住民からの相談に応じ、その課題解決に向けて関係機関につなぐ民生委員・児童委員の役割は、他に代替する制度や仕組みはなく、今後の福祉施策の推進において、その重要性と期待は高まります。その役割の発揮と活動の継続のためにも、地域の一員として選任される選任要件の緩和は適当であるとはいえません。

また、検討会において、全民児連からは、2025(令和7)年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう、意見表明を行いました。これを受けて、厚生労働省およびこども家庭庁から、12月19日付で自治体に向けて早期着手を呼びかける事務連絡が発出されました。

また、同様に検討会で課題提起した民生委員活動の負担軽減および環境改善に向けた国における検討の場の早期設置についても引き続き調整を進めていくこととされました。

【民生部 TEL.03-3581-6747】

● 台湾のソーシャルワークを学び、3 か国のコロナ後問題を共有 ～ スタディ・ツアー、日韓台会議

台湾で開催された「日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議」(日韓台会議)では、「コロナ後の新しい貧困」と題して各国から政策と実践の発表が行われました。

また、全社協は日韓台会議にあわせて、12月3日から4日間にわたりスタディ・ツアー(台湾ツアー)を実施しました。

ツアーでは、国際社会福祉基金委員会委員や国際交流・支援活動会員17名の参加のもと、「アジア社会福祉従事者研修」修了生の自国での福祉活動を視察し、現地の支援者等との交流を通じて、地域の生活課題や福祉活動への理解を深め、各国の福祉関係者間の信頼関係の強化を図りました。

スタディ・ツアーで修了生の所属団体を見て・聞いて学ぶ

～ 社会的養護、女性支援の現場でソーシャルワーカーが活躍 ～

視察した施設のうち、修了生のホワンさん(13期生)、ゲーさん(20期生)が所属する大同育幼院では、貧困や虐待等の理由により社会的養護が必要な18歳未満の子ども達が安心して生活できるよう、保育士、心理カウンセリングの専門家、ボランティア等が連携して、一人ひとりのケースに合わせた支援を行っています。なかでも、修了生を含むソーシャルワーカーがチームとなって、専門職や地域資源と連携し、家庭との調整や子どもの自立に向けたサポートに大きな役割を果たしています。アスレチックジムやプール、体育館など、子どもたちの心身の育ちを支える設備・環境が充実していることも大きな特徴となっています。



アスレチック遊具の紹介

また、修了生のツァンさん(17期生)、マーさん(19期生)は、林口サービスセンターにおいて女性・子ども支援を中心に活動しています。同団体では、公営住宅20戸を活用し、家庭内虐待を受けた女性や子どもに対して、居住支援や就業支援、子育て支援等を総合的に展開しています。こうした支援には、政府、自治体、他の福祉サービスとの連携が不可欠であり、また、DV被害を受けた家庭が安心して暮らしていくためには、コミュニティケアを通じたコミュニティとの融合を促進する必要があり、そこでも修了生たちソーシャルワーカーが大きな役割を果たしています。



林口公営住宅の見学

2 つの実践は、日本における児童養護施設や母子生活支援施設に相当する事業ですが、日本の施設と比較して、ケアの充実とコミュニティとの融合に向けて、ソーシャルワーカーが組織的、専門的に大きな役割を果たしており、その中核的な存在として修了生たちが活躍していることに、日本の参加者は大きな学びと喜びを得る視察となりました。

2 年ぶりの日韓台会議は対面での開催が実現

～ 各国のコロナ後の貧困問題について課題や取り組みを共有 ～



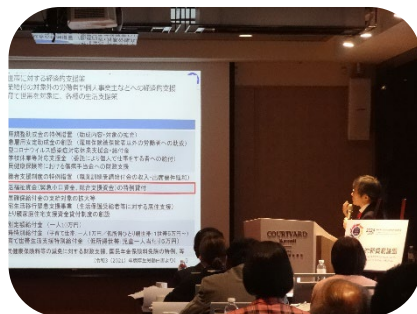
ICSW 台湾 張 菁芬 会長(左)
と古都副会長(右)

12月5日、第26回日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議が開催されました。

本会議は、全社協の呼びかけによって1996(平成8)年より開催しており、3か国の福祉関係者が集い、共通の福祉課題について意見を交わしながら交流を深めています。コロナ禍が明けて初の対面での開催となる本会議は、台湾が開催国となり、全社協、韓国社会福祉協議会、ICSW(国際社協)台湾の関係者をはじめとする福祉関係者や研究者など90名余が参加しました。

全社協 古都 賢一 副会長は開会挨拶において、本会議のテーマである『コロナ後の新たな貧困』に関して、「コロナ禍を経て、深刻化、複合化した生活課題が顕在化した今こそ、取り上げるにふさわしいテーマである。社会経済の動きは平時に戻りつつあるなかで、コロナ禍によって生じた生活困窮の課題は、今なお社会のなかで残されており、制度・政策、福祉実践の両面での支援の充実が求められている。本日は、台湾、韓国の報告から学びを得ながら、これから私たちが担うべき支援、役割について考える機会にしたい」と述べました。

会議ではコロナ後の新たな貧困について各国より政策および実践の報告発表が行われました。日本からは古都 副会長が政策報告を行い、コロナ禍で顕在化した日本社会の課題や生活困窮者の概況、国の緊急対策として全国の社協が実施したコロナ特例貸付による支援実績等について発表し、複合化・深刻化する生活困窮課題に対応するためには、制度・政策の充実とあわせ、地域のつながりの再構築、多様な関係者・機関の連携が不可欠であると述べました。



古都副会長による政策レポート

また、社会福祉法人 桃林会(大阪府) 園田 裕紹 副理事長(全国社会福祉法人経営青年会 副会長)からの実践報告では、コロナ禍を経て、主観的かつコミュニティとしての貧困が増大しており、その対峙策として領域拡張性、自治独立性、幸福追求性の3要素が重要とし、それらの要素が社会福祉法人の活性化につながると述べました。具体的な実践として、桃林会で取り組んでいるこども食堂や宿題広場、また、テレビでも報道された住宅確保困難者支援を紹介し、社会福祉法人の使命とは、個人の救済の視点から、コミュニティのなかで最適解を模索することにシフトしていくべきだと話しました。



園田副理事長による実践レポート

全体の質疑応答では、桃林会が取り組んでいる活動への質問が相次ぎ、興味関心が多いことが分かりました。

台湾からは、「社会投資型福祉国家を目指して」と題し、社会保障制度改革の枠を超えて、地域共生をめざし社会投資型の福祉国家構想へと政策転換が図られている現状が報告されました。

また、韓国からは、ポストコロナ時代の貧困政策として多層的な社会的セーフティネット(社会保険+公的扶助+社会サービス)の構築の必要性が提示されるとともに、統計データを踏まえた社会ニーズに対応した民間実践として「グッドネイバース」事業の概要と成果が発表されました。

夕刻に開催されたレセプションパーティにおいても、参加者がそれぞれ持ち寄ったお土産を交換しながら、各国の実践や課題を掘り下げながら親交を深め、2年後に韓国で開催される同会議での再会を確認しました。

今回のようにアジア各国に出向き、学びあうスタディ・ツアーをはじめとする国際交流・支援事業は、国際社会福祉基金を財源とし、国際交流・支援活動会員のご協力により実施しています。多くの関係者のご参画、ご協力をお願いいたします。

[全社協「国際交流・支援活動会員のご案内」](#)

【総務部 国際福祉協力センター TEL.03-3592-1390】

● 「社会福祉協議会 基本要項 2025」第二次案 ～ 地域福祉推進委員会 意見照会、オンラインフォーラムを実施

全社協・地域福祉推進委員会(委員長:越智 和子 琴平町社協 会長/香川県)では、現行の「新・基本要項」(1992 年 4 月)について、2023(令和 5)年 8 月より、「基本要項検討委員会」を立ち上げ、「社会福祉協議会 基本要項 2025」策定に向けた検討を進めています。

全国から寄せられた「第一次案」(本年 3 月)への意見をもとに、11 月には「第二次案」をとりまとめ、あらためて都道府県・指定都市社協、市区町村社協の意見照会を実施しました(12 月 20 日まで)。

第二次案のポイント(新・基本要項との比較)

1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念を明記

第一次案では、社協の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げ、住民主体の理念を明確化しました。二次案では、さらに住民主体の理念の項を新設し、社協のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開することを明記しています。

2. 「社会福祉協議会の組織」を「(1)社会福祉協議会の構成」と「(2)社会福祉協議会の組織特性」に分けて記載したうえで、組織特性を追記

二次案では、社協は、住民(組織)、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い主体の諸団体が構成員として参加することで成り立っていることを追記しました。

また、社協は他の社会福祉法人や、非営利組織とは異なる特性を有する組織体であることから、協議体・運動体・事業体の多面性があること、公益性が高い民間非営利組織であること、全国ネットワーク組織であること等を「社協の組織特性」として記載しました。

3. 社会福祉協議会の活動原則を 6 つに整理

新・基本要項以降の社協の活動・事業の展開を踏まえ、活動原則を 6 つに見直し、とくに個別支援と地域づくりの一体的展開の重要性等を示しました。

- ①住民ニーズ基本の原則、②住民活動基本の原則、
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則、④民間性の原則、
- ⑤連携・協働の原則、⑥専門性の原則

4. 社会福祉協議会の機能を整理

新・基本要項以降の社協の活動・事業の広がりを反映させるとともに、災害時における役割発揮等を記載し、市町村社協の機能を 10 項目、都道府県社協の機能・指定都市社協の機能を 11 項目、全社協の機能を 12 項目に整理しました。

「基本要項 2025」は、全国の社協の役職員が共有できる社協の使命や活動原則、機能を示したものであり、各社協において自らの活動・事業を振り返り、これからの取り組みについて役職員が闊達に協議し、組織強化を図っていくための指針として活用いただくことを期待するものです。

12月2日には、「社会福祉協議会 基本要項オンラインフォーラム」を開催し、全国から350名を超す参加者が集まりました。フォーラムでは、第二次案の内容に関する意見交換を通じ、あらためて社協について考えました。

今後は、第2次案に寄せられた意見等を踏まえて修正を行ったうえで、2025年3月に開催する全社協・地域福祉推進委員会 委員総会に最終案を上程することとしています。

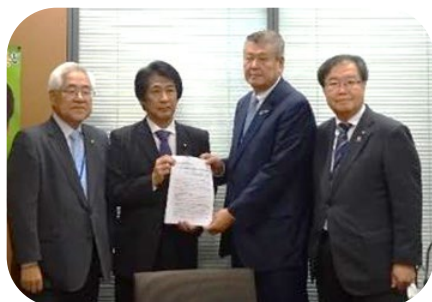
【地域福祉部 TEL.03-3581-4655】

● 令和7年度保育関係制度・予算要望活動を実施 ～ 保育三団体協議会

12月10日、全国保育協議会(以下、全保協) 奥村 尚三 会長は、全国私立保育連盟 川下 勝利 会長、日本保育協会 吉田 学 理事長とともに保育三団体協議会として、こども家庭庁、財務省および自由民主党全国保育関係議員連盟(以下、自民党保育議連)会長等を訪問、令和7年度保育関係制度・予算要望に関する活動を行いました。

田村 憲久 衆議院議員(自民党保育議連会長)、金子 恭之 衆議院議員(同幹事長)、古賀 篤 衆議院議員(同事務局長)、こども家庭庁、財務省には、保育三団体の長が直接説明のうえ、要望書を手交するとともに、要望内容をはじめ、保育をとりまく現状について意見交換を行いました。

これまで要望してきた「人口減少地域への対応」、「保育士の処遇改善」、「就学前教育・保育設備整備交付金」については、令和6年度補正予算(12月17日成立)において対応が示されました。加えて、1歳児の配置基準の改善等、実現していない項目についても対応するよう要望しました。



田村衆議院議員(左写真)、財務省 吉野 維一郎 次長(右写真)
に要望書を手交

令和 7 年度保育関係制度・予算要望(概要)

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
 - (1)職員配置基準の改善
 - (2)公定価格の改善と保育人材の確保
 - (3)主任保育士の必置化
 - (4)施設長の資質向上
3. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください
4. 子どもの命を守るため、保育施設における災害対策を支援してください
5. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください
 - (1)「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用
 - (2)就学前教育・保育施設整備交付金の確保
6. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

なお、同日には、衆議院第一議員会館、衆議院第二議員会館、参議院議員会館の自民党保育議連所属議員を訪問し、要望活動を実施しました(約 300 名の保育議連各議員に対する要望活動は保育三団体協議会が分担して実施)。

要望書の詳細は、全保協ホームページからご確認ください。

[全国保育協議会「要望活動」](#)

【児童福祉部 TEL.03-3581-6503】

● 災害時における福祉人材センターの取り組みを考える ～ 福祉人材センター・オンラインサロン

中央福祉人材センターでは、12月20日、オンラインサロンを開催し、都道府県福祉人材センター・福祉人材バンク関係者等59名が参加しました。

「災害時における福祉人材センター・バンクの取り組みを振り返り、課題と対応について考えよう」をテーマに、昨年1月の能登半島地震と2011年3月の東日本大震災における発災から現在までの取り組みについて、石川県と福島県の福祉人材センターによる報告が行われました。

石川県福祉人材センターからは、発災後10日間の県社協全体の対応に関する報告から始まり、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)の高い地域であり、被災施設の職員の多くが避難した状況にあって、「福祉人材雇用・就職サポートデスク」設置、出張相談会の実施、能登北部地域事業所へのヒアリング、保育士の離職防止のための「保育ホッとサロン」開催、能登半島地域で勤務する福祉職を県外から募集する「能登プロジェクト」等のさまざまな取り組みについて説明がありました。

福島県福祉人材センターからは、震災から13年経過した現在も県内外への避難者が被災地域に戻らない状況や、入所系施設の職員が少なく利用者を定員まで受け入れられない等の課題とともに、県外からの福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業を利用して就職した人材が一定程度定着していること等の報告がありました。

グループ討議では参加者から、「災害時には、ボランティアや給付・貸付事業に加え福祉人材センターの役割も重要」、「有事に関係機関と連携するには日頃の関係づくりが大切」、「県社協のBCP(事業継続計画)にフェーズ毎の福祉人材センター事業も加える必要がある」等、さまざまな意見が交わされました。

今回のオンラインサロンでは、被災からの復興には、インフラの整備や雇用の創出とともに、福祉サービスを支える人材の確保が重要であることを確認する機会となりました。



オンラインサロンの様子

全社協 1 月日程

開催日	会議名	会場	担当部
8 日 ～10 日	全国社会就労センター協議会 第 28 期リーダー養成ゼミナール「後期面接授業」	会議室	高年・障害福祉部
10 日	中央福祉人材センター運営委員会 令和6年度 第 3 回検討部会	オンライン 併用	中央福祉人材センター
15 日	「広がれボランティアの輪」連絡会議 連続勉強会(2024 年度 第 2 回)	オンライン	地域福祉部
16 日、 24 日	全国社会福祉法人経営者協議会 令和 6 年度 質の高い福祉サービスを提供するための 実践改善・業務効率化セミナー	オンライン	法人振興部
20、21 日	第 11 回 社会福祉協議会基本要項検討委員会	会議室	地域福祉部
	日本福祉施設士会 施設長実学講座 第 1 回:21、22 日 第 2 回:29 日 第 3 回:30 日	会議室	法人振興部
22 日	令和 6 年度 障害者虐待防止マネジャー研修会	オンライン 併用	高年・障害福祉部
23 日	地域福祉推進委員会 令和 6 年度 第 3 回 社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会	オンライン	地域福祉部
23 日、 24 日	令和 6 年度 全国厚生事業団体連絡協議会全国研究会議	灘尾ホール	高年・障害福祉部
27、28 日	福祉サービス第三者評価事業 令和 6 年度「更新時研修」	会議室	政策企画部
27、28 日 28、29 日	全国社会福祉法人経営者協議会 令和 6 年度「社会福祉法人経営塾」(後期)	灘尾ホール	法人振興部
31 日	令和 6 年度 都道府県・指定都市社会福祉協議会 常務理事・事務局長会議	灘尾ホール	総務部

社会保障・福祉政策情報 (12月3日から12月26日)

詳細につきましては、全社協・政策委員会
サイト内「[社会保障・福祉政策の動向と対応](#)」
をご覧ください。

■ [認知症施策推進基本計画 閣議決定](#)【12月3日】

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(2024年1月施行)に基づく初の基本計画(対象期間:2025年度から2029年度)。「新しい認知症観」の理解促進や当事者・家族等の地域での暮らし等4項目を重点目標とし、各種指標を設定。

■ 【厚労省】[第1回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会](#)【12月3日】

雇用数が堅調に増加している障害者雇用について、障害者総合支援法等の改正(2022年)後も引き続き課題とされた雇用の質の向上や障害者雇用率制度のあり方等について、公労使、障害者関係団体等とともに検討を行うこととしている。

■ 【厚労省】[ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理](#)【12月12日】

業務のあり方に関しては、個々の利用者に対して実施している業務を「保険外サービスとして対応し得る業務」、「他機関につなぐべき業務」等の4つに分類したうえで、「法定業務」以外の業務について、市町村が主体となって社会資源の創出など「地域課題」として協議できるよう、促進すべきとされた。

■ 【こども家庭庁】[「保育政策の新たな方向性」](#)【12月20日】

これまでの「新子育て安心プラン」(2024年度まで)等の待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から転換し、2025年度から2028年度まで4年間の新たな方向性として、「質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援」等を軸に保育政策を推進するとした。

■ 【厚労省】[第7回 地域共生社会の在り方検討会議](#)【12月26日】

社会福祉法人・社会福祉連携推進法人や、災害時の被災者支援をテーマに、地域における公益的な取組や複数法人の連携・協働、能登半島地震対応から見えた課題等に関する協議が行われた。

■ 【こども家庭庁】[こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会\(第5回\)](#)【12月26日】

主に児童相談所をめぐり、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」案(同日策定)や「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2024年12月改定)等の報告が行われるとともに、一時保護委託先の登録制度創設や一時保護中の面会通信等制限など制度改正案に関する協議が行われた。



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

全社協の出版情報

出版部で発行している月刊誌最新号の特集をご案内します。

<月刊誌>

●『生活と福祉』2024年12月号

特集：令和6年度「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」から

多様な生きづらさ、生活課題を有する人びとへの支援にあたるケースワーカーを対象とした同研修会における配信講義のうち、地域共生社会の実現に向けた施策、依存症や発達障害の当事者への理解と支援・社会資源、被保護者健康管理支援事業や権利擁護・意思決定支援で必要となる視点等の概要を掲載します。

(12月20日発売 定価460円—税込—)



↑ 画像をクリックすると
試し読みできます。

【出版部 TEL.03-3581-9511】

<レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。